

岩手県盛岡市方言における活用語の特殊な音相と諸要因

齋 藤 孝 滋

キーワード 連母音融合規則 岩手県盛岡市方言 語幹統一の力 活用語尾統一の力
語幹・語尾の再構造化 モダリティ

1.はじめに

岩手県の盛岡市方言には、様々な音規則がみられる。そして、その音規則は、活用語の中で、特殊な適用傾向を示す場合がある。

本稿の目的は、三つの音規則、連母音融合規則（1）「Ca' e → Cεε」と連母音融合規則（2）「Cu' e → Cuu」、連母音融合規則（3）「Cu' e → Cee」が活用語中、特に条件形と命令形において示す特殊な適用傾向を手がかりに、音規則と活用に関わる諸要因の関係性を明らかにすることにある。

なお、本稿における資料は、盛岡市生え抜きの高年層（1907生）女性の「地元出身の親しい友人（同性）とくつろいで話す場面」におけるものである（注¹）。

2.連母音融合規則の一般的傾向

ここでは、まず、本節で扱う連母音融合規則の一般的傾向について述べる。

2.1.連母音融合規則（1）「Ca' e → Cεε」（注²）

この規則（1）は、一般的にみとめられる規則性の高い規則である。

(1) Ca' e → Cεε 例：[kε▼rɯ̑] /kεεru/ (帰る)

[kaŋŋε▼rɯ̑] /kaNŋεεru/ (考える)

[tagε▼] /tagεε / (高い)

なお、この規則は「改まり場面」では一般的に適用されない。これは、規則が適用されたバリエーションと、適用されないバリエーションを比較すると、相対的に前者が後者よりも文体が低く、感情や主觀が多く含まれるという話者の内省に対応する。

2.2.連母音融合規則（2）「Cu' e → Cuu」、（3）「Cu' e → Cee」

連母音/Cu' e/については、(2)、(3) 2種類の融合規則がみられる。

(2) Cu' e → Cuu 例：[samɯ̑▼] /samuu/ (寒い)

[cigɯ̑▼] /higuu/ (低い【優勢語形】)

(3) Cu' e → Cee 例：[e ige▼] /higee/ (低い【劣勢語形】)

なお、規則（2）（3）も、「改まり場面」では一般的に適用されない。これらは、規則が適用されたバリエーションと、適用されないバリエーションにおいて、相対的に前者が後者よりも文体が低く、感情や主觀が多く含まれるという話者の内省に対応する点でも規則（1）と同様である。

3. 語幹と活用語尾の性質

語幹は不変化部分であり、活用語尾は後接形式により定まった変化をみせる変化部分である。語幹と活用語尾について、音規則との関わりで述べると、語幹については、不変化部分であるという性質から、音規則などの諸要因により例外的バリエーションが生じそうになると「語幹統一の力」が働き、活用語尾については、変化部分であるものの、後接形式により定まった変化を見せるという性質から、例外的バリエーションが生じそうになると「活用語尾統一の力」が働くことが理論的に想定されるのである。

即ち、ここで想定される「語幹統一の力」と「活用語尾統一の力」は、音規則が例外を生じさせようとするとき、その音規則の適用を拒む方向で作用する「力」であるといえる。

4. 条件形と命令形の性質

4.1. 条件形と命令形の形態的性質

条件形は、条件の助詞 /~ba/ (ば) が後接する活用形であり、命令形は、言い切り形式単独で命令の意味を表す活用形である。

V語幹動詞の場合、活用語尾は、一般的に条件形で/re/、命令形で/ro/となる。ここでは、代表例として「見る」の例を示す。なお、参考として基本形である終止形についても示すこととする。

(4) V語幹動詞の終止形・条件形・命令形

見る 〈終止形〉	見れば 〈条件形〉	見ろ 〈命令形〉
語幹 - 活用語尾	語幹 - 活用語尾 - 助詞	語幹 - 活用語尾
[mi - r] /mi - ru /	[mi - re ₁ - ~ba] /mi - re - ~ba/	[mi - ro] /mi - ro/

C語幹動詞の場合、活用語尾は、一般的に条件形・命令形とともに/e/となる。ここでは、代表例として「行く」の例を示す。

(5) C語幹動詞の終止形・条件形・命令形

語幹 - 活用語尾	語幹 - 活用語尾 - 助詞	語幹 - 活用語尾
[ɪg - u] /ɪg - u /	[ɪg - e ₁ - ~ba] /ɪg - e - ~ba/	[ɪg - e ₁] /ɪg - e /

4.2. 条件形と命令形の表現的性質

金田一（1953a、b）によれば、条件形等の活用形は客観的表現のみをもつが、命令形（語幹 + 活用語尾）は主観的表現と客観的表現の両方をもつ点で、他の活用形とは性質を異にしている。モダリティ論の立場からいふと、命令形は接続形式のない単独で、他の活用形が表さない表現のモダリティを表すということになる。

即ち、条件形（を含め他の活用形）と異なり、命令形には、その「単独で主観的要素をもち、表現のモダリティを表すという性質」故に、「文体が低く、感情や主觀が多く含まれる」バリエーションを成立させる規則（1）～（3）を、誘発する方向で作用する力が想定されるのである。

5. 条件形・命令形における規則（1）「Ca' e → C ε ε」の適用

条件形・命令形における連母音「Ca' e」は、動詞により、語幹のみに含まれる語と、語幹と活用語尾にまたがって含まれる語とがある。

ここでは、前者として「考える」、後者として「洗う」をとりあげ、条件形・命令形に関する規則適用パターンについて考察する。なお、参考として基本形である終止形についても示すこととする。

（6）「考える」の終止形・条件形・条件形における規則適用パターン

	考える 〈終止形〉	考えれば 〈条件形〉	考えろ 〈命令形〉
形態的構造	語幹 – 活用語尾	語幹 – 活用語尾 – 助詞	語幹 – 活用語尾
設定される過去音形	* [kanjjae ₁] – r ū]	* [kanjjae ₁] – re ₁ – mba]	* [kanjjae ₁] – ro]
	/kaNrja'e – ru/	/kaNrja'e – re – ~ba/	/kaNrja'e – ro /
規則（1） 「Ca' e → C ε ε」	[kanjje ₁] – r ū]	[kanjje ₁] – re ₁ – mba]	[kanjje ₁] – ro]
	/kaNrjeε – ru/	/kaNrjeε – re – ~ba /	/kaNrjeε – ro /

「考える」の場合は、規則（1）が不変化部分である語幹にのみ適用されている。また、活用語尾には影響をあたえていない。即ち、規則（1）の適用に際して、語幹にも、活用語尾にも、例外は生じる余地がなく、従って、適用を拒む要因としての「語幹統一の力」・「活用語尾統一の力」とも、作用した形跡はみられない。

(7) 「洗う」の終止形・条件形・命令形における規則適用パターン

	洗う〈終止形〉	洗えば〈条件形〉	洗え〈命令形〉
形態的構造	語幹 – 活用語尾	語幹 – 活用語尾 – 助詞	語幹 – 活用語尾
設定される過去音形	[ara – ū]	[ara – e ₁] – mba]	[ara – e ₁]
	/'ara' – u/	/'ara' – e – ~ba/	/'ara' – e]
規則 (1) [Ca'e → Cεε']	(適用条件外)	適用せず	適用せず
	[ara – ū]	[ara – e ₁] – mba]	[ara – e ₁]
	/'ara' – u/	/'ara' – e – ~ba/	/'ara' – e]
規則 (1) 適用の理論的架空音形			
規則 (1) [Ca'e → Cεε']	(適用条件外)	× [arɛ – ▾ – mba]	× [arɛ – ▾]
	–	× /'arɛ – ε – ~ba/	× /'arɛ – ε /

「洗う」の場合は、規則 (1) が適用されない。

ここで、「洗う」に規則 (1) が適用されない要因を明らかにする手がかりとして、規則 (1) が適用された場合の理論的架空音形と対照しながら検討する。

規則 (1) が適用された理論的架空音形の場合、条件形・命令形とともに、語幹は /'arɛ / となり、終止形 /'ara/ と異なる音形の語幹が生じてしまうこととなる。また、同時に、活用語尾が / ε / となり、C 語幹動詞の一般的な活用語尾 /e/ と異なる音形の活用語尾が生じてしまうことにもなる。

以上より、ここでは、「語幹統一の力」と「活用語尾統一の力」がともに作用し、規則 (1) の適用を拒んだものと推定できる。

6. 条件形と命令形における連母音融合規則 (2) 「Cu' e → Cuu」 (3) 「Cu' e → Cee」

ここでは、連母音融合規則「Cu' e」について、例として「食う」をとりあげ、条件形・命令形に関する規則適用パターンについて考察する。なお、参考として基本形である終止形についても示すこととする。

(8) 「食う」の終止形・条件形・命令形における規則適用パターン

	食う〈終止形〉	食べば〈条件形〉	食べえ〈条件形〉	食え〈命令形〉
	劣勢パターン			優勢パターン
形態的構造	語幹 – 活用語尾	語幹 – 活用語尾 – 助詞	語幹 – 活用語尾 – 助詞	語幹 – 活用語尾
設定される過去音形	*[k ū – ▾]	[k ū – e ₁] – mba]	[k ū – e ₁] – mba]	[k ū – e ₁]
	/ku – u/	/ku' – e – ~ba/	/ku' – e – ~ba/	/ku' – e/
規則 (3) [Cu'e → Cee']	(適用条件外)	[ke ₁ – ▾ – mba]	適用せず	[ke ₁ – ▾]
	–	/ke – e – ~ba/	–	/ke – e/
語幹・活用語尾の再構造化(/k-VV/化)	[k – ū ▾]	[k – e ₁] – mba]	[k ū – e ₁] – mba]	[k – e ₁ ▾]
	/k – uu/	/k – ee/	/k – ūe/	/k – ee/

盛岡市方言では、先に述べたように連母音 /Cu' e/ について (2) (3) のような連母音融合規則がみられた (2.2 参照) .

(2) Cu' e → Cuu

(3) Cu' e → Cee

本節で扱う「食う」の条件形と命令形には、規則 (3) が適用され、規則 (2) は適用されない。まず、この理由について述べる。

「食う」は、本来 /ku'-/ を語幹とする C 語幹動詞である。先に示した「(5) C 語幹動詞の終止形・条件形・命令形」(4・1 参照) から分かるように、C 語幹動詞の条件形・命令形活用語尾は共に /e/ となる。C 語幹動詞である「食う」の条件形・命令形に連母音融合規則が適用される場合、この「活用語尾が /e/ である」という条件が保たれることが、活用体系上望ましい。規則 (2) が適用された場合、活用語尾は終止形と同じ /u/ となり、この条件に反することとなる。一方、規則 (3) が適用された場合には、活用語尾は /e/ となり、この条件は満たされることとなる。

従って、「食う」の条件形・命令形に適用される連母音融合規則は、C 語幹動詞における活用語尾の形態的条件、即ち「活用語尾が /e/ である」という条件を保とうとする「活用語尾統一の力」の要請により、規則 (3) が選択されるのである (注3)。

しかし、この「活用語尾統一の力」が優先され、規則 (3) が適用されることにより、語幹はその統一性を失うこととなる。即ち、そのままでは語幹に終止形・条件形優勢語幹 /ku-/、命令形・条件形劣勢語幹 /ke-/ と、語幹の音形が複数化することになるのである。

そこで、この語幹音形の複数化を回避するために、「語幹統一の力」が「語幹と活用語尾の再構造化」即ち「語幹 - 活用語尾 /k-VV/」化の方向で作用するのである。若干他の活用形も補足しながら述べると、この「語幹 - 語尾 /k-VV/」化により、否定形は [k-a ▼ -n ε ▼] /k-aa-n εε/ (食わない) , 使役形は [k-a ▼ -s e ↑ r ū] /k-aa-seru/ (食わせる) と再構造化されることとなる (注4)。

即ち「食う」は、「語幹統一の力」により、「語幹・活用語尾 /ku' -V/ (語幹 /ku' -/ ・活用語尾 /-a,-u,-e/)」のパターンから「語幹・活用語尾 /k-VV/ (語幹 /k-/ ・活用語尾 /-aa,-uu,-ee/)」のパターンへの再構造化を進行させていっているといえるのである。

次に、規則 (3) が、命令形においては適用されるが、条件形においては適用される場合があるものの劣勢である点について、その理由を述べる。

先に、「4.2. 条件形と命令形の表現的性質」で述べたが、これは条件形と命令形の性質によるものと考えられる。

即ち、命令形は、条件形（を含め他の活用形）と異なり、その「単独で主観的要素をもち、表現のモダリティを表すという性質」故に、「感情や主觀が多く含まれる」バリエーションを成立させる、連母音融合規則 (3) の適用を、より誘発すると考えられるのである。

7. おわりに

本稿では、岩手県盛岡市にみられる、三つの音規則、連母音融合規則（1）「Ca’ e → C εε」と連母音融合規則（2）「Cu’ e → Cuu」、連母音融合規則（3）「Cu’ e → Cee」の、条件形と命令形における適用傾向とから、音規則と活用に関わる諸要因の関係性の一端を明らかにした（注5）。

当然のことながら、規則適用傾向には、地域差や個人差があることが考えられ、音規則と活用にかかる諸要因の影響パターンにも多様性があることが考えられる。

それらを明らかにするためには、まず、第一に、なるべく多くの地域の音韻と形態的活用にわたる徹底的な記述的研究により、豊富な言語資料を収集し、そこから言語規則適用パターンとかかわる言語内的諸要因の影響パターンについての個別性と普遍性を見出す仕事が不可欠である。その次の段階として、地理的・社会的研究により、地理的・社会的バリエーションと言語外的要因を見出しつつ、言語内的・外的両側面から総合的に考究することが望まれよう。

[注]

1. 調査は、1985年3~4,8~9月に筆者が話者宅を訪問し実施した。
2. 斎藤（2001）で述べたとおり、当方言は、語中において共通語の/u/が/e/に統合している。従って、規則表示においても「Ca’ e, Ca’ i → C εε」とはせず、「Ca’ e → C εε」とした。規則（2）（3）においても同様である。以下、本稿における音韻解釈は斎藤（2001）による。
3. 規則（2）が選択されなかつた理由として、「終止形と命令形の同音衝突の回避」も考えられるが、その必要がない条件形の場合も考慮して、現段階ではこのように解釈しておく。
4. 「語幹と活用語尾の再構造化」の問題には、所謂連用形も関わるが、これについては別に論じることとする。
5. 本稿は、斎藤（2004）における条件形・命令形と連母音融合規則の音声文法的考案の部分について、さらに統一的視点から発展させたものである。

参考文献

- 井上史雄 2000 『東北方言の変遷』秋山書店
上野善道・相沢正夫・加藤和夫・沢木幹栄 1989「日本方言音韻総覧」『日本方言大辞典下巻』小学館
奥津敬一郎 1974 『生成日本語文法論』大修館書店
加藤正信 1969「東北方言概説」『言語生活』210（井上史雄、篠崎晃一、小林隆、大西拓一郎編
1994『日本列島方言叢書2 東北方言考①（東北一般・青森県）』ゆまに書房に採録）
金田一晴彦 1953a「不变化助動詞の本質下」『国語国文』22-3
— 1953b「不变化助動詞の本質再論」『国語国文』22-9
斎藤孝滋 2001『日本のことばシリーズ3 岩手県のことば』（平山輝男他編） 明治書院

- 2002a 「音声研究の歴史」 飛田良文、佐藤武義編『現代日本語講座 3 発音』 明治書院
 - 2002b 「岩手県盛岡市方言の形容詞活用体系」 佐藤喜代治編『国語論究 9 現代の位相』 明治書院
 - 2002c 「東北・越後方言における /r/ をめぐる音変化」『フェリス女学院大学文学部紀要』37
 - 2002e 「日本方言の音韻」 北原保雄監修、江端義夫編『朝倉日本語講座 第 10 卷 方言』 朝倉書店
 - 2003a 「岩手県盛岡市方言における動詞のいわゆる終止・連体・準体・禁止・推量志向形と音韻・音声規則」『國學院大學紀要』41
 - 2003b 「岩手県盛岡市方言の動詞否定・使役・受身形における母音無声科規則・語中子音有声化規則の音声文法的考察」『玉藻』39
 - 2004 「岩手県盛岡市方言における動詞条件形・命令形と母音無声化規則・語中子音有声化規則・連母音融合規則の音声文法的考察」『フェリス女学院大学文学部紀要』39
- 仁田義雄 1989 「文の構造」 北原保雄編『講座日本語と日本語教育 4 日本語の文法・文体（上）』 明治書院
- 益岡隆志 1991 『モダリティの文法』 くろしお出版
- 平山輝男・大島一郎・大野眞男・久野眞・久野マリ子・杉村考夫編 1992 『現代日本語方言大辞典』 明治書院

フェリス女学院大学・大学院教授
(さいとう・こうじ)